

飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助制度

本町では、岬町内における飼い主のいない猫がみだりに繁殖することを抑制することを目的に不妊去勢手術の活動を実施する方に対して、手術費用の一部を補助します。

●補助金交付対象者

岬町内に住所を有する個人で、町内における飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要した費用を支払った者

※申請時に「動物愛護及び管理に関する法律」の精神に基づき、飼い主のいない猫の手術後における一切の対応対処について、申請者が責任をもって行うことを誓約していただきます。

●補助金交付対象経費

生後概ね6か月以上（ただし、獣医師が手術可能と認める場合はこの限りではありません。）の飼い主のいない猫に対して行う不妊去勢手術に要した費用

●補助金の額

1個体につき、5,000円が上限です。ただし、予算の範囲内での実施となります。

●不妊去勢手術の際の留意事項

対象個体の耳先にV字カットを施してください。

●申請方法

申請を希望される方は、不妊去勢手術を行う前に、次のものを持参のうえ、生活環境課窓口までお越しください。

補助金交付申請書（様式第1号）

飼い主のいない猫の手術の実施前の全身写真及び顔部分を接写した写真（各1枚）

対象個体の生息地を示す地図

●補助金交付の流れ

1. 不妊去勢手術を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）及び必要添付書類を持参のうえ、生活環境課窓口までお越しください。
2. 申請内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第2号）を郵送します。
3. 補助金交付決定通知書が到着後、交付決定通知書に記載された有効期限（交付決定日から60日以内）までに適切に手術をしてください。
4. 手術実施後、14日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の年度の3月31日のいずれかの早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）及び補助金請求書（様式第5号）を提出してください。

●実績報告書及び請求書

実績報告書及び請求書を提出される方は、次のものを持参のうえ、生活環境課窓口までお越しください。

- 補助金実績報告書（様式第4号）
- 補助金請求書（様式第5号）
- 診療施設の発行する手術費用の領収書の写し
- 対象個体の手術後の全身写真及び顔部分を接写した写真
- 振込先のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）

●その他

当該補助金申請内容に疑義がある場合は、実態を調査させていただく場合があります。その結果、岬町外に生息している猫であるなどの不正が発覚した場合、補助金要綱第10条の規定により補助金を返還いただくとともに、補助金の不正受給は、刑法違反として詐欺罪に問われることがあります。